

## 大井町荒廃農地対策機械リース助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大井町の健全な道水路及び農地等を維持するため、農機具等の機械リース事業者から機械等を借り受けした場合の費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成の要件)

第2条 助成を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 地域で荒廃した道水路及び農地等の対策を推進する団体
- (2) その他町長が認めた団体

(助成の限度額)

第3条 この助成の限度額は、1団体1作業あたり2万5千円とし、年4回までとする。

(交付申請)

第4条 助成を受けようとする者は、大井町機械リース助成金交付申請書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付の審査)

第5条 町長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、書類等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その適否を判断し、助成金を交付すべきものと判断したときは、速やかに助成金の交付を決定するものとする。

(交付決定)

第6条 町長は、助成金の交付または不交付の決定をしたときは、速やかに大井町機械リース助成金交付決定通知書(第2号様式)または大井町機械リース助成金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(請求および作業報告)

第7条 助成金の交付決定を受けた者は、助成金の請求をしようとするときは、町長に請求書(第4号様式)を提出しなければならない。

2 助成金の交付決定を受けた者は、作業完了後速やかに大井町機械リース助成金作業報告書(第5号様式)及び領収書を町長に提出しなければならない。

(交付の取消又は返還)

第8条 町長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付決定を取消し、又はすでに交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金を目的以外に使用したとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。